

会議記録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

| | |
|----------|---|
| 会議名 | 令和元年度第3回 高松市自主財源検討委員会 |
| 開催日時 | 令和元年9月25日(水) 午前9時00分～午前10時52分 |
| 開催場所 | 高松市防災合同庁舎 3階 301会議室 |
| 議題 | (1) 自主財源について (2) その他 |
| 公開の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 上記理由 | — |
| 出席委員 | [出席委員数:6人] 肥塚委員、竹内委員、吉田委員、後藤委員、岡田委員、太田委員 |
| 傍聴者 | 8人 (定員 20人) |
| 報道機関 | 0人 |
| 担当課及び連絡先 | 納税課税制係 電話839-2222 |

会議の経過及び結果

議題(1)及び議題(2)について、委員長が議長となって会を進行した。

なお、会議の公開については、個人情報など非公開となるような事項の審議は想定されてないので、公開とした。

議題(1) 自主財源について

事務局から、配布資料について説明を行い、協議を行った。

(※会議の主な質疑・意見等は別紙のとおり)

議題(2) その他

事務局から、第4回会議を10月28日(月)に114会議室で開催する予定であることを報告した。

以上

別紙(会議の主な質疑・意見等)

(委員長)

本日の委員会は、全委員が出席しているので、要綱の規定により会議は成立している。

また、本日の会議は、個人情報など非公開となるような事項の審議は想定されていないので、公開ということによろしいか。

(各委員 異議なし)

(委員長)

意見がないようなので、本日の会議については、公開ということで進める。

本日は、2つの議題を予定しており、1つ目が自主財源について、2つ目はその他である。

まず、議題(1)の自主財源について、前回の会議において委員の皆様からもらった意見に対する回答が資料として示されている。この内容について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

議題(1)について、総合計画概要版及び配布資料を基に説明。

(委員長)

市民税と固定資産税の前回資料を再掲しているのは、これまでの議論が必ずしも十分でなかったため事務局に依頼し、再掲してもらったものである。

本日の委員会では、大きく2つに分けて議論を進行したい。1つは、前回の委員会での質問に対する回答について、もう1つは、市民税と固定資産税の超過課税について議論を進めたい。

今後のスケジュールとしては、11月に開催予定の第5回の自主財源検討委員会において中間とりまとめを、年明けの委員会で意見の取りまとめを予定している。

意見や質問があれば、お願いしたい。

(委員)

総合計画について、詳細な資料を作成してもらったことに感謝する。また、前回の提案についてのメリットと課題がよく整理されており、提案内容の実現が可能か明確になった。

先ほどの総合計画の説明の中で、総合計画には産業人口、交流人口も含めているようだが、定住者を対象とするのか、それとも交流者等も含めた人口を対象とするのか、政策的な位置付けを確認したい。

また、第2期まちづくり戦略計画の重点課題にあるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについて、市域全体の発展形成を考える際に非常に重要であると考えている

が、この内容と前回の委員会で示された都市計画区域との関連性について、説明してもらいたい。

(事務局)

まず1点目の交流人口の関係について、現在、高松市は人口減少局面に入ってきている状況であり、それを克服することが1つの大きな課題である。まちづくり戦略計画においても、定住している高松市民の暮らしや生活の活性化を確保するとともに、人口減少社会に対応できるまちづくりを進めていかなければならないという視点で取り組んでいる。先ほどの交流人口の拡大については、総合計画のまちづくりの目標3「産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち」において、高松市の特に文化芸術やスポーツなど観光的なところで情報力を向上させることにより、交流者に高松市に繋がりを持ってもらい、そこから移住・定住促進事業に繋げていくというような形でのまちづくりの方向性を考えている。

(事務局)

2点目のコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりと都市計画区域との関連性についてであるが、昨年3月に策定した立地適正化計画においては、都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めている。都市機能誘導区域は、都市計画マスタープランにおいて定めている17の拠点を中心に設定している。

また、居住誘導区域は、基本的に、用途地域(前回の会議資料の図面で、オレンジの線で囲んでいた区域)と一致している。都市機能誘導区域に商業施設や銀行、医療施設などを集約し、それを取り囲む居住誘導区域に、緩やかに居住を誘導していこうというのが、立地適正化計画の概念であり、その拠点を公共交通で結んでいこうというのが「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの考え方である。

基本的には、その土地利用の考え方と整合性を図っているということである。

(委員長)

第6次高松市総合計画・まちづくり戦略計画の概要版の、表紙の下の三角形の図の右に書いてあるとおり、基本構想は、施策の基本構想を明らかにするものであり、まちづくり戦略計画は、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となるもので、具体的な施策については議会で審議してからとなるため、今後、事業として実現するものであるかということ、そこまでは至っていないとの理解でよいか。

(事務局)

基本構想自体は、30年後・50年後という長期的なスパンで見据えた上でのまちづくりである。一方、まちづくり戦略計画は、戦略の中に具体的な事業を位置付けている。例えば、目標1「健やかにいきいきと暮らせるまち」では、重点取組事業として妊娠期から子育て世代包括支援事業というような具体の事業が、それぞれのまちづくり目標を達成するための事業として位置付けられて、体系ができています。基本構想自体は考え方であり、まちづくり戦略計画は具体的な事業が位置付けられている。

(委員長)

まちづくり戦略計画にある事業は、これから実施していくということが分かった。
他に意見や質問があれば、お願いしたい。

(委員)

総合計画概要版の表紙の裏面に掲載されている6つの重点課題は、第2期と第3期で
変更されないという認識でよいか。

(事務局)

第2期と第3期は基本的には続いていくが、その期ごとの期間である3年間に特に重点
的に取り組んでいくものを位置付けており、第2期においてはこの6つのテーマを設定し
た。第3期においては、先程説明した3つのテーマ「切れ目のない子育て支援を含む地
域共生社会の推進」、「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」、「スマートシティの
推進」を重点的に取り組んでいき、事業についてもゼロベースで見直して進めている。

(委員長)

この議論では、総合計画及びまちづくり戦略計画にあるように、これから高松市がブラ
ンド力を高め、そして、住みやすいまちづくりを実現し、より多くの定住人口を増やしてい
く、そういう1つの戦略であるということで、その実現に対して、また費用が必要であると
理解してもらえればと思っている。

それでは、休憩を挟んで、その後、残っている議題について議論を深めていきたい。

※5分間休憩

(委員長)

それでは、議論を再開する。

前回、質問があった市税以外のところ、そして都市計画税、宿泊税について確認した
い。その後、まだ議論ができていない市民税と固定資産税に移りたい。

まず、ネーミングライツについては、導入によるメリットと課題、そして実現可能性が示
されている。屋外広告物条例において、インフラ施設は広告物の表示ができない禁止物
件に該当しており、ネーミングライツについて、適用除外とすることが可能かどうかという
課題がある。

また、アダプトプログラムについては、実現可能性のところ、費用対効果等について
検討をしていく必要がある。

また、資源ゴミ有料化については、結構コストが掛かるということが分かった。そして市
民生活への影響が非常に大きい割に課題も多く、費用対効果の関係もあり、この点も調
査研究を続けていく必要がある。

また、資料7ページの交通反則金については、道路交通法及び道路交通法施行令に
おいて反則金が定められており、高松市のみ変更することは法令上困難であるため、実

現は非常に難しい。

次に、資料13ページの都市計画税については、目的税であるため使えるものが限られている。今回の総合計画やまちづくり戦略計画との関係では、「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」の中に入るかについても検討が必要である。また、非常に大きな課題となっているのが、高松市が平成16年に線引きを廃止していることであり、都市計画税を導入する場合には、この線引きの復活に時間が掛かる。また、下水道事業に係ることとしては、資料13ページに示しているとおり、いくつか課題がある。

次に、法定外目的税の宿泊税については、前回にも議論がされた。資料21ページに記載されているように、結構コストが掛かっているが、これは交付金という形で、事業者に対し、年間100万円単位の交付金を交付するためである。しかし、メリットとしては、高松市民への負担を伴わないということがある。市民の負担増を伴わずに、新しい観光振興施策を打ち出すことにより、更なるインバウンドが期待できるということであれば、宿泊者数等のデータを取っていくということも非常に大事なことで、この交付金等の費用対効果について見定めていかなければいけない。もちろん、宿泊施設に理解してもらうことが非常に大事である。

(委員)

ふるさと納税について、今後の取り組みで近隣自治体との共通返礼品の設定について検討を進めるとのことであるが、どのような返礼品を考えているのか。共通返礼品を設定することによる相互のメリットは何か。

(事務局)

近隣の自治体との共通の返礼品の設定については、今年6月にふるさと納税制度が一部見直しされたことにより可能となったものである。近隣の自治体との連携による返礼品の設定や、県が音頭をとって共通の返礼品を設定することなどが可能となったものである。現在、高松市でも、他の自治体と話を進めている。どこの自治体にも特産品があるが、自分の自治体でどうしても弱いものがある。それを共通の返礼品にすることにより、お互いにWIN-WINの関係となるメリットがある。お互いに自分の自治体にないものを何品目かピックアップし、これらについて、まずは共通の返礼品とするということで話を進めており、将来的にはもっとこの取り組みが広がっていく可能性がある。県内でもいろいろな自治体が共通の返礼品を設定することによりお互いに助け合っていこうということになると思う。ただ、それぞれの自治体固有の、どうしてもこれは私どもの自治体のものであるというものがあるので、それは自治体独自のものとして持ちながら、全体としてふるさと納税を盛り上げていくということで取り組んでいる。なお、これについては、6月から始まったばかりで、全国的にも、まだこれからという状況である。

(委員長)

ふるさと納税については、今後さらに大きな収入が見込めるように様々な工夫をしていることがわかった。

スケジュールにも書かれているが、最終的には取りまとめをしなければいけない。この委員会では、様々な可能性を検討する場なので、その検討結果をどのような形で取りま

とめ、意見として盛り込むことが重要である。現段階では、どの財源をどうするかと選択するところまでは検討できていない。したがって、自主財源として求める財源には様々なものがあり、それぞれ長所・短所があることを理解しなければならない。

費用対効果とか実現可能性について引き続き検討し、その中でできることは実施をしていくということが非常に大事である。収入の見込みが少ないからといって検討を止めるのではなく、それぞれ積み上げていけばいくらにはなるので、可能性を排除せずに検討することが必要である。

しかしながら、収入の見込みが少ないものを積み上げるだけでは、大きな金額にはならない。自主財源の柱になるものを考えなければ、安定的な財源の確保は遠のいてしまう。

次に、市民税と固定資産税について議論を進めていきたい。

(委員)

個人市民税、固定資産税とも大きな財源であるので超過課税も必要とは思いますが、税率が上がることによって納税者の負担が大きくなるのが非常に気になる。

個人市民税の均等割について、高所得者にとって負担は小さいが、低所得者にとっては負担が大きい。また、所得割率6%には慣れ親しんでいるが、所得割をいくら上げることも検討すべきではないか。併せて、所得割を上げることによって、どのようなメリットや課題があるのかも検討が必要である。

また、固定資産税の超過課税については、税率を上げることによって償却資産についても税率が上がる。これによって、建設業や石材業など償却資産を多く持っている事業者の負担が大きくなってしまうというケースも考えられるので、市民税の超過課税と同様、慎重に検討する必要がある。

(委員長)

個人市民税には均等割と所得割があるが、特に均等割を超過課税とした場合、低所得者にも同率で負担してもらうことになることが課題であると思う。なお、所得割を超過課税とした場合の課題について示してほしい。また、固定資産税について、中核市の中には、超過課税を課しているところが5自治体あるが、固定資産税の超過課税は、重機などを持っている事業者などの負担が大きいという課題がある。

(委員)

重機などを多く持っている事業者の中には、償却資産の納税に苦労している事業者もあると思う。対応策を考える必要がある。

(委員長)

長所短所をそれぞれ組み合わせて、妥当な形で補いながら考えていくということが大事である。

(委員)

固定資産税に関連して、最近空き家が問題になっている。年々増加しているようだ

が、固定資産税は徴収できているのか。

(事務局)

空き家にも、すべて課税している。空き家の件数は資産税課では把握していないが、個人所有の家屋のうち、納税通知書が届かないものが、年間150件くらいある。実際の空き家の件数よりも少ないと思うが、空き家となっている家屋には古いものが多く、課税されない免税点以下のものも多いためと思われる。

(委員)

昨年、高松市が市内の空き家の全棟調査を行った。その結果を見ると、空き家が増えていると感じている。

(事務局)

空き家に課税されている固定資産税を、他の場所に住んでいる家族等が納付しているというケースも多いと思われる。

(委員長)

全国的に空き家問題が顕在化し、議論されている。この空き家問題には少子化等の影響もあると思うが、そういう社会的な趨勢と固定資産税の課税については、どのような課題やメリットがあるのか。

(事務局)

古い空き家は比較的固定資産税が安い上、住宅用地には、固定資産税が6分の1になるという住宅用地特例制度が適用されるため、空き家を潰さない方が得というような考え方を持っている方がいる。また、現在、空き家対策の関係で特定空き家に指定されると住宅用地特例から除外されるため、空き家の放置は徐々に改善されてきている。なお、更地にすると土地の固定資産税は6倍になるが、土地を有効に活用することができる。

(委員)

少子高齢化で中心市街地でも空き家が増加していくと思われる。空き家対策については、短いスパンではなく、長いスパンで検討してほしい。また、財源は目に見えて減っているのに、非常に難しいとは思いますが、新しいまちづくりのために、都市計画税導入の検討も必要だと思う。

(委員長)

事務局には、今後、増加していくであろう空き家が固定資産税に与える影響を資料で示してほしい。

(委員)

市民税と固定資産税についてさらに検討するために、次回の委員会でメリットや課題

が整理された資料を示してほしい。

財政はよく家計と比較される。大きく違うのは、家計は収入があつてそれを何に使うかというものであるが、財政は何にいくら支出しなければいけないので歳入がいくら必要かということである。総合計画やまちづくり戦略計画の事業には賛否両論あると思うが、やらなければいけないことは多い。

高松市は歳出のスリム化が進んでいるので、億単位の歳出削減は市民生活にとって危険である。

市民税の超過課税についてさらに詳しい資料を示してほしい。市民税の超過課税は大きな話であるので、あらゆる可能性の検討が必要である。

固定資産税の超過課税0.1%と都市計画税0.1%の税収額は似ているが、固定資産税には償却資産が入っているなど両者の違いは大きい。固定資産税の超過課税と都市計画税を対比した上で、メリット、課題をきちんと整理し、議論を進めるべきである。

(委員長)

これからの人口の推移の問題と併せて考えていった方が、長期的な見通しという意味で、より実質的な議論できると思うので、人口推移の見込みと併せて、市民税、固定資産税の推移を示してほしい。なお、先ほど指摘があつた都市計画税と固定資産税の違いについては、どのような資料が必要か。

(委員)

まず、償却資産のように固定資産税では課税されるが都市計画税では課税されない等、一般的な課税の仕方による違いを示してほしい。

また、高松市は行政区域の面積に対し、都市計画区域の面積が3分の2しかない。その3分の2しかない都市計画区域の課税標準額に大きな差がないことについて、理由を示してほしい。

(事務局)

行政区域に対し、都市計画区域の面積が3分の2しかないのに課税標準額に大きな差がないということについては、都市計画区域外が塩江町、庵治町、男木町、女木町ということで、そこまで金額的に大きな差にはならないものである。

(委員長)

資料作成をお願いしたい。

(事務局)

了解した。

(委員)

固定資産税と都市計画税の比較において、固定資産税の課税標準額の内訳を土地、家屋、償却資産に分けて算出し、それを都市計画税の土地、家屋と比較した資料を示してもらえば、理解しやすいと思う。

また、歳入確保に当たり、固定資産税でも都市計画税でも増税することになれば市民の負担増は避けられないが、それは未来永劫続くのか、それとも一時的なものなのか。増税によって、いつ頃、高松市の財政は回復するのか。時限立法的な政策も考えられると思うが、資料作成をお願いしたい。

(事務局)

了解した。

(委員長)

具体的な枠組みや項目で分けて、いつごろまでに財政の回復が見込めるかという時間的推移も含めた資料をお願いしたい。

(委員)

都市計画税について、塩江町や庵治町などに都市計画税が課税される場合、塩江町や庵治町などでは、どのようなメリットが得られるのか。また、都市機能誘導区域の17拠点や居住誘導区域はどのように便利になるのか。そのことを市民は知りたいのではないか。

(委員長)

高松市は線引きを撤廃しているため、新たに線引きをする際に、山田地区や塩江町などに都市計画税を導入する可能性はあるか。

(事務局)

都市計画税を導入する場合、庵治町や山田地区や塩江町などは都市計画区域外であるので、その住民の方から、都市計画税を徴収することはできない。また、都市計画事業として、具体的に、こういう事業に財源を充当する必要があることを説明しなければ、目的税としてとして、都市計画税を導入することは難しい。また、下水道の起債償還に充てるとしても、借金に充当する理由で、新たに都市計画税を導入するということは難しい。

(委員長)

新たに線引きを行う場合、庵治町や塩江町などを含めて都市計画税を導入するという可能性はあるのか。

(事務局)

都市計画区域の変更という観点から見ると、庵治町や塩江町や山田地区などを今から都市計画区域に入れることは、新たに、都市計画法の適用、いわゆる規制を行うことになり、まず不可能だと思う。そういう都市計画事業が、庵治町や塩江町などには見当たらず、また、都市計画区域であっても、焼却場などの都市施設というのは、建築基準法の適用で指定することもできるので、土地利用の規制を伴う都市計画区域を見直すとなると、かなり議論が必要になってくると思う。

(委員長)

条例や法的な手続きを踏まないといけないということか。

(事務局)

これまで、都市計画法の適用がなされていなかった地域を、区域編入しようとするところであるので、様々な手続きが必要である。

(委員長)

今回は、償却資産のように固定資産税では課税されるが都市計画税では課税されない等、都市計画税と固定資産税との一般的な違いを資料で示してほしい。

(委員)

資料にある課税標準額1兆8000億円の、土地、家屋、償却資産の内訳を示してほしい。それを都市計画税の資料で計算のベースにしている土地、家屋の課税標準額と比較すると、違いがわかると思う。その違いがどういう原因で生じるのか、概略でよいので示してもらいたい。

(委員長)

住民税については、均等割と所得割での違いや、人口の推移を入れてトータル的なシミュレーションをお願いしたい。また、空き家問題の影響も踏まえて固定資産税の資料を作成願いたい。また、財政の健全化の見込みについて、時限立法にする可能性も含めて、ある程度シミュレーションを示してほしい。近い将来を考えて健全化できる見込みを、できる限り示してもらいたい。

それでは、最後に、議題(2)のその他について、事務局からお願いしたい。

(事務局)

次回、第4回の委員会については、10月28日月曜日の午前9時から、市役所の11階第114会議室で開催する予定である。

(委員長)

それでは、これをもって第3回自主財源検討委員会を終了する。